

○事務局 それでは、定刻となりましたので、モニタリング調整会議を開催いたします。

本日の出席者のご紹介でございますけれども、出席者一覧の資料、これをもちまして代えさせていただきますと思います。

それではまず、開会に当たりまして、小泉環境大臣よりご挨拶をお願いいたします。

○小泉環境大臣 まず、参加された皆さんにおかれましては、お忙しい中ありがとうございます。

4月13日にALPS処理水の処分に関する基本方針が決定されました。この基本方針において、海域のモニタリングの強化・拡充は大変重要な位置づけになっています。私はモニタリング調整会議の議長として、この海域モニタリングの具体化を図る中で、まず地元の皆さんのご意見を伺うことが重要だと考えました。そして4月17日に福島県を訪問し、大熊町、双葉町の町長、そして職員の皆さんや議員の皆さん、そして内堀県知事と面談をしました。重要なのは安全であることについて客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを行い、そのファクトをしっかりと福島県内外、ひいては海外にも発信をしていくことであるということを改めて認識をしました。漁業関係者の皆様など、海洋放水について反対のご意見をお持ちの方や、政府との約束が守られていないとの思いが強い地元の方もいらっしゃいます。しかし、これから一つ一つの取組を積み重ねて、信頼を、また理解を得ることが非常に重要なことだと考えています。そのために必要なのが、この海域のモニタリングであります。

今日の会議もWeb配信を行うことで透明性を重視しました。今後、客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングを実施できるように関係省庁が連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

報道機関の皆様、撮影はここまでとさせていただきますので、ご退室をお願い申し上げます。

それでは、議事(1)、モニタリング会議の構成員についてに移りたいと思います。

それでは、事務局からご説明をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 事務局の原子力規制庁の村山より説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。こちらは、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するためのモニタリング調整会議の開催についての、関係省庁の申合せでございます。今般のALPS処理水の処分に関する基本方針を受けた海域のモニタリングの強化・拡充について、今後、より適切に

検討できる体制とするため、構成員の追加を提案するものでございます。

資料1の裏面をご覧ください。モニタリング調整会議の構成ということで、議長以下構成員、肩書を記載しておりますけれども、このうち内閣原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐、及び、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監、この2者を構成員に追加することを提案するというものでございます。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまのご説明、内閣府の原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐、及び、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監をメンバーとして追加することについて、ご異議ございませんでしょうか。異議のある方はご発言ないしは挙手ボタンで挙手をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 はい、それでは、異議なしということでございまして、ただいまのとおり、構成員の追加について決定をさせていただきました。

それでは、議事(2)に移りたいと思います。ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定を受けた今後の海域モニタリングについてでございます。

まず、環境省、山本水・大気環境局長から説明をお願い申し上げます。

○山本水・大気環境局長 それでは、資料2に基づきまして説明をいたします。資料2をご覧ください。

環境省におきましては、これまで放射性セシウムの海域のモニタリングを実施してまいりましたが、今後、新たにトリチウムについて漁場や海水浴場を含めてモニタリングを実施することとなります。その際に、大臣からもご発言がありましたように、透明性・客観性を最大限重視すると。それから、信頼性を確保するということが重要でありますので、その点について新たな組織を立ち上げて進めてまいりたいと考えております。

具体的には、左のところに専門家会議とありますが、こちらの専門家会議を速やかに設置いたしまして、こちらでモニタリング地点、頻度や結果などについて確認・助言をいただくという体制を取りたいと考えています。

それから右側にありますIAEAでございますが、IAEAの協力を得まして、分析機関間の相互比較を行うことなどにより、分析に関する信頼性を確保してまいりたいと考えております。

このような形で客観性・透明性を最大限高める形でモニタリングを実施していくことを今後

具体化していきたいと思ひます。

それから、下のスケジュールでございますが、海域のモニタリングにつきましては、海洋への放出開始の前後でしっかりとモニタリングを行っていくということが重要であります。放出開始につきましては、方針決定から概ね2年程度後を予定しているということでありまひるので、その約1年前からモニタリングを実施していくように検討、準備を進めたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、原子力規制庁核物質・放射線総括審議官の山田総括審議官からご説明をお願い申し上げます。

○山田核物質・放射線総括審議官 それでは、資料3に基づきまして、原子力規制委員会の取組についてご報告をさせていただきたいと思ひます。

1ページ目をお開きください。原子力規制委員会では、これまで、このモニタリング調整会議の下で策定をされました総合モニタリング計画に基づいてモニタリングを継続してきております。今後もモニタリング調整会議の下、関係省庁と連携してALPS処理水の海洋放出を踏まえた海域モニタリングを継続していきたいというふうと考えてございます。また、モニタリングの結果については、しかるべく公表してまいります。

次のページをご覧ください。これはこれまでの実績でございます。東京電力福島第一原子力発電所の近傍、それから沖合、外洋について、海洋のモニタリングをしてきてございまして、モニタリング結果の概要につきましては、このページの下のほうに簡単にまとめさせていただいております。

次のページをご覧ください。IAEAとの協力による海域モニタリングの信頼性・透明性の確保でございます。IAEAとの間では、試験所間比較分析、ILCという事業を実施してございます。これにつきましては、プロジェクトプロポーザルというものに基づいて実施をしてきておりまして、2014年から2016年、それから2017年から2020年、この2期に分けて事業を継続してきております。2021年以降につきましても、この事業の継続に向け、IAEAと調整をしているところでございます。

このILCでの結果といたしましては、IAEAと日本双方が同地点のサンプルを共同採取して個別に分析を実施して、その結果をクロスチェックしてございまして、IAEAからは日本の機関の分析データが高い品質を有しており、信頼性のある比較可能な結果を報告していると評価をいただいているところでございます。

最後のページをご覧ください。国内外への情報発信でございます。原子力規制委員会ではホームページにポータルサイトとして環境モニタリングのデータを全て和文・英文で公表してございます。このように、国内外に向けての発信をしているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは次に、東京電力から今後のスケジュールなどについてのご説明をお願い申し上げます。

○東京電力 東京電力の松本でございます。

4月13日に決定されました政府の基本方針に基づきまして、東京電力といたしましては、その対応を徹底するべく、しっかりと取り組んでまいります。

資料4をご覧ください。今回は海域モニタリングを中心にご説明させていただきます。

3ページになります。海洋放出に当たりましては、サンプルタンクの段階で処理水の放射性物質の濃度を適切に測定・評価いたしまして、放出前に公表いたします。第三者による測定や公開も実施いたします。トリチウムに関しましては、大量の海水（100倍以上）にて希釈することで放出時の濃度を1リットル当たり1,500ベクレル未満といたします。また、年間の放出量に関しましては、22兆ベクレルの範囲内で行うことといたします。

4ページをご覧ください。海域モニタリングにおきましては、これまでセシウム137を中心といたしておりましたが、トリチウムに関しても採取地点及び分析頻度を強化してまいります。また、海水のほか魚類、海藻類についても分析対象に加えます。海洋放出開始の予定の約1年前からこの強化した海域モニタリングを開始するとともに、モニタリングの結果については、当社ホームページ等で公表してまいります。また、海外向けの正確な情報発信に対しましては、英語版を用意する等、準備してまいります。

東京電力からは以上です。

○事務局 はい、ありがとうございます。

それでは次に、福島県の大島危機管理部長からのご発言をお願い申し上げます。

○福島県 はい、福島県の大島です。よろしく願いいたします。

今般、ALPS処理水の処分に関する基本方針が決定されましたが、この基本方針については、海洋放出の反対や陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されております。処理水について国内外の理解を進め、風評を抑制するため重要となるのは環境モニタリングです。

先ほど、今後の海洋モニタリングの取組に関する説明がありましたが、福島県からは3点申し上げます。

1点目は、浄化処理の確実な実施についてです。現在タンクに保管されている処理水には、トリチウム以外の放射性物質を含んだものが混在しており、全体の約7割が基準値を満たしておりません。このことが大きな不安の要素の一つになっております。浄化処理を確実にを行い、基準を満たすことは、新たな風評を発生させないための大前提であり、今後海洋モニタリングを実施していく上での前提条件となります。そのため、浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めていただくようお願いします。

2点目は、信頼性・客観性・透明性が確保されたモニタリング体制の構築です。海洋モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立会いの下で行うなど、信頼性・客観性・透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、科学的、客観的なモニタリング結果を国内外へ分かりやすく発信していただくようお願いします。

3点目は、トリチウムに関する正確な情報発信です。モニタリング結果を正しく理解してもらい、風評を抑制していくためには、トリチウムの科学的性質など正確な情報が国民に十分理解される必要があります。トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信し、国民の理解を深めていただくようお願いいたします。

最後に、福島県といたしましては、原発事故以降、海域のモニタリング地点や調査回数を増やすなど、トリチウムのモニタリングを独自に強化してまいりましたが、今後は国及び東京電力の取組内容を踏まえ、県のモニタリングの更なる強化についても検討していきたいと考えております。今後、国及び東京電力が実施するモニタリングと県が実施するモニタリングによりデータの客観性が保たれるだけでなく、海域モニタリング全体の信頼性や透明性も高まるものと考えております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、以上の説明や発言を踏まえまして、小泉環境大臣からご発言をお願いいたします。

○小泉環境大臣 今、福島県の大島部長からご発言がありました。また、大島部長は、先日私が福島県庁にお伺いしたときにもご対応いただきまして、ありがとうございます。

大島部長には2点ご意見をいただきました。一つが信頼性・客観性・透明性が確保されたモニタリング体制の構築、そして、トリチウムに関する正確な情報発信が不可欠だという点です。

政府の基本方針には、海域モニタリングについて客観性・透明性を最大限高めると定められ

ていますが、私が4月17日に福島県にお伺いをして、内堀知事と面会した際にも、信頼性の確保という点についてもご意見をいただきましたので、今日、大島部長からも改めて信頼性の確保についてもご意見がありました。海域モニタリングの実施に当たっては、IAEAの協力を得て、分析機関間の相互比較を行うことなどによって、分析に関する信頼性を確保していきたいと考えています。

また、トリチウムに関する正確な情報発信についてですが、今回の福島第一原発の処理水と国内外のほかの原子力施設からの排水で、何が同じで、何が違うのか、丁寧に説明できるようにしていく必要があると考えています。今後、東京電力においては、分かりやすく情報発信するためのデータ整理をお願いしたいと思います。

先ほど、環境省の山本局長から説明した専門家会議については、早ければ来月、手続面で遅くなくても6月には開始したいと考えています。またそのときは改めて発表したいと思います。

東京電力の説明にあったように、今後約2年程度で海洋放出を開始したいということでありましたが、この2年間に福島県の皆様をはじめとする関係の皆様信頼を積み上げ、また政府として情報発信をしっかり行い、関係する方々にご理解いただけるよう努力を続けることが重要です。放出開始前の1年程度前からのモニタリングの開始が必要でありますから、今日を皮切りに関係省庁が連携し、処理に向けた検討を深めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

それでは、議事（3）に移りたいと思います。議事（3）、タスクフォースの設置について、環境省、山本水・大気環境局長から説明をお願いいたします。

○山本水・大気環境局長 それでは、資料5をご覧ください。当会議の下に海域環境の監視測定タスクフォースを設置したいという案でございます。

目的のところにありますように、今後基本方針に基づいて、放出前後におけるモニタリングを強化・拡充するということでもありますので、これを確実に実施していくために、このタスクフォースを置きたいというものであります。

主な検討事項は基本方針の3の（2）⑤に定められた事項ということで、3の（2）が風評影響を最大限抑制するための放出方法として、その中で⑤に海域モニタリングが定められておりますので、この実施に関する事、それから（2）として、その実施、海域モニタリングに関する着実な実行に向けて必要な事項を検討事項としたいというものでございます。

構成としましては、当会議の副議長であります環境大臣政務官を議長とし、構成員としては、

環境省、原子力規制庁、資源エネルギー庁、福島県、東京電力、それからオブザーバーに水産庁、国土交通省、海上保安庁という形で考えてございます。それから、事務局といたしましては、この調整会議の事務局長である原子力規制庁の総括審議官と私、水・大気環境局長が共同して行うということで考えております。

その他、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、議長が定めるということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの説明、タスクフォースの設置ということでございますけれども、ご異議はありますでしょうか、ございませんでしょうか。もしありましたら、挙手または発言などをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 それでは、異議ないということでございますので、タスクフォースの設置について説明をいたしました。

その他、何かここで、全体を通して何かありますでしょうか。もしありましたら、挙手などをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、最後に神谷環境大臣政務官からお願いを申し上げます。

○神谷環境大臣政務官 本日はモニタリング調整会議にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は海域のモニタリングの実施に当たって、専門家会議とIAEAの連携によりまして、客観性を持って実施していくこと、会議は原則公開で行い、透明性を高めること、分析結果の信頼性を高めていくことなど、本日の会議では、今後のモニタリングの実施に当たって重要な点を確認できたところであります。本日、このモニタリング調整会議の下部組織といたしまして、海域環境の監視測定タスクフォースを立ち上げることが決定されました。また、先ほど小泉大臣からは、専門家会議は遅くとも6月に開始することについての表明がございました。今後、タスクフォースを中心に関係省庁、関係機関が連携して、客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングを具体化していくことにつきまして、皆様方のご支援、ご協力を心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○事務局 ありがとうございました。

今回、このライブ配信、冒頭にYouTubeでの配信について、少し配信不調がございました。

お詫びを改めて申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。この会議の内容につきましては、アーカイブとして保存されておりますので、後ほど公開させていただきたいと思っております。配信の不備について、改めてお詫びを申し上げます。

それでは、本日は以上をもちまして、このモニタリング調整会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

以上